

羽曳野市立〇〇の管理運営に関する基本協定書

羽曳野市と〇〇（以下「指定管理者」という。）とは、次のとおり、羽曳野市立〇〇（以下「本施設」という。）の管理運営に係る業務（以下「本業務」という。）に関し、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、羽曳野市及び指定管理者が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理運営を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定の意義）

第2条 羽曳野市が指定を行うことの意義は、指定管理者のノウハウが地域住民等に対する市民サービスの効果及び効率を一層向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることである。

（公共性の趣旨の尊重）

第3条 指定管理者は、本施設の設置目的、指定の意義及び本業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 羽曳野市及び指定管理者は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行するものとする。

（用語の定義）

第5条 本協定で用いる用語の定義は、本協定に添付する別紙 1 のとおりとする。

（本業務を委任する施設等）

第6条 羽曳野市は、指定管理者に本業務の対象となる次に掲げる施設及び別途示す備品台帳の写しに掲げる備品等（以下「市備品」という。）の管理物品を含む物件（以下「管理物件」という。）の管理を委任し、指定管理者は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

- (1) 名 称 羽曳野市立〇〇
所在地 羽曳野市〇〇
- (2) 名 称 羽曳野市立〇〇
所在地 羽曳野市〇〇

（指定期間と協定期間）

第7条 羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 17 年羽曳野市規則第 46 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する指定期間は、令和〇年 4 月 1 日から令和〇年 3 月 31 日までとする。ただし、指定期間内であっても、管理を継続できないと判断するときは、指定の取消し等の措置を行うことがある。

- 2 本協定の協定期間は、本協定の締結日から前項に規定する指定期間の終了日までとする。
- 3 本業務に係る会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(本業務の範囲)

第8条 羽曳野市立〇〇条例（平成〇年羽曳野市条例第〇号。以下「施設条例」という。）

第2条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本施設の維持管理に関する業務
- (2) 本施設の利用承認に関する業務
- (3) 業務報告に関する業務
- (4) 本施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務
- (5) 利用者の安全確保に関する業務
- (6) 公金収納に係る業務
- (7) その他管理運営に関し必要な業務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、羽曳野市又は指定管理者が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、本協定に添付する仕様書に定めるとおりとする。

(業務実施条件)

第9条 指定管理者が本業務を実施するに当たって満たさなければならない業務実施条件は、仕様書に示すとおりとする。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第10条 羽曳野市又は指定管理者は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条に規定する本業務の範囲及び仕様書に示す業務実施条件の変更を求めることができる。

2 羽曳野市又は指定管理者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(本業務の実施)

第11条 指定管理者は、本協定及び本協定に付属する仕様書、年度協定、関係法令等のほか、計画書に従って本業務を実施するものとする。

(開業準備)

第12条 指定管理者は、施設の管理運営の開始に当たり、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 指定管理料の金額が年間500万円以上となる場合、指定管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は羽曳野市暴力団排除条例(平成24年羽曳野市条例第17号。以下「暴排条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でない旨を表明した誓約書(募集要項様式第8号)を羽曳野市に提出しなければならない。ただし、本誓約書の提出の対象となる法人その他の団体が次の各号のいずれかの団体である場合は、この限りでない。

- (1) 羽曳野市の出資比率が2分の1以上を占める法人
- (2) 公益社団法人羽曳野市シルバー人材センター

3 指定管理者は、必要と認める場合は、施設の管理運営の開始に当たり、羽曳野市に本施設の視察を申し出ることができるものとする。

4 羽曳野市は、前項の規定による申出を受けたときは、合理的な理由のある場合を除い

てその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

第13条 指定管理者は、本業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、その一部について、事前に書面により、羽曳野市の承認を得た場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、指定管理者は、羽曳野市に対して、予定する受託事業者又は請負事業者の名称、委託の内容その他必要な事項を明らかにして、事前に羽曳野市の承認を得るものとする。

3 第1項の規定に基づき、指定管理者が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して指定管理者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者が負担するものとする。

4 指定管理者が、本業務の一部を第三者に実施させる場合又は修繕、役務の提供、物品の購入その他の業務を契約する場合において、その契約金額が年間 500 万円以上となると、指定管理者は、第三者より前条第2項の誓約書を徴取し、羽曳野市に提出しなければならない。ただし、本誓約書の提出の対象となる法人その他の団体が次の各号のいずれかの団体である場合は、この限りでない。

(1) 羽曳野市の出資比率が2分の1以上を占める法人

(2) 公益社団法人羽曳野市シルバー人材センター

(本施設の修繕等)

第14条 本施設の改造、改修又は移設は、羽曳野市が羽曳野市の費用と責任において実施するものとする。ただし、羽曳野市の承認を得た場合、指定管理者はこれらを自己の費用と責任において実施することができるものとし、実施した後の更新施設については、すべて羽曳野市に帰属するものとする。

2 本施設の修繕については、1件につき20万円(消費税及び地方消費税を含む。)を超えるものについては羽曳野市と指定管理者が協議するものとし、当該額以下のものについては、年度内の累計額が〇万円(余剰金については精算)に達するまでは管理運営経費として、指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、特別な修繕が発生した場合は別途、羽曳野市と協議する。

3 前2項に定めるもののほか、管理運営経費に余剰が生じる場合、指定管理者は、羽曳野市と協議のうえ、それを施設利用者の利便性の向上や環境改善等に充てることができるものとする。なお、修繕等により生じた更新施設等については、すべて羽曳野市に帰属するものとする。

(緊急時の対応)

第15条 協定期間中において、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合は、指定管理者は、直ちに必要な措置を講じるとともに、羽曳野市その他関係者に緊急事態発生旨を通報しなければならない。

2 災害発生時において本施設が羽曳野市地域防災計画に基づく避難所とされたときは、指定管理者は利用承認の取消し等の必要な措置を行うとともに、羽曳野市が行う避難所の開設等に協力しなければならない。

3 事故等が発生した場合は、指定管理者は羽曳野市と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(個人情報等の保護)

- 第 16 条 指定管理者又は本業務の全部若しくは一部に従事する者は、本業務の実施に当たり知り得た秘密及び羽曳野市の行政事務等で一般に公開されていない事項を他の者へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。協定期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。
- 2 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び個人情報保護に関する特記事項(別紙 2)を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(情報公開)

- 第 17 条 指定管理者は、羽曳野市情報公開条例(平成 12 年羽曳野市条例第 42 号)の規定に準拠し、本業務に関して情報公開請求がなされたときは、これに協力するよう努めなければならない。
- 2 指定管理者は、羽曳野市を通じて、本業務を行うに当たって保有する文書の閲覧等の請求があったときは、これに協力しなければならない。

(羽曳野市による備品等の貸与)

- 第 18 条 羽曳野市は、市備品を、羽曳野市及び指定管理者の両方で確認のうえ、無償で指定管理者に貸与する。
- 2 指定管理者は、協定期間中、市備品を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 市備品が損傷や経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合は、各仕様書別表 2 に示すリスク分担表の内容に基づき、羽曳野市又は指定管理者の負担により当該備品又はその代替品を購入し、又は調達するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、羽曳野市との協議により、自己の費用により備品又はその代替品を購入し、又は調達することができる。
- 5 前項により購入し、又は調達した備品は羽曳野市に帰属する。

(指定管理者による備品等の購入等)

- 第 19 条 指定管理者は、羽曳野市との協議により、本業務実施の用に供する備品等(以下「その他備品」という。)を、自己の費用により購入し、又は調達することができる。なお、その他備品にあっては、指定管理者が、品目、数量等を羽曳野市に書面により報告するものとする。
- 2 その他備品が損傷や経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合は、指定管理者は、自己の費用により当該その他備品又はその代替品を購入し、又は調達することができる。
- 3 その他備品は、指定管理者に帰属する。ただし、羽曳野市と指定管理者の協議により、羽曳野市に所有権を移転することを妨げない。

(事業計画書)

- 第 20 条 指定管理者は、本業務の実施に当たっては、羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 17 年羽曳野市条例第 30 号。以下「条例」という。)第 4 条の規定により提出した事業計画書に基づき、年度ごとに当該計画書(事業計画、人員配置計画及び収支計画)を作成し、毎年度、年度開始前の羽曳野市が指定する期日までに提出のうえ、羽曳野市の確認を得なければならない。

- 2 羽曳野市及び指定管理者は、事業計画書を変更しようとするときは、羽曳野市及び指定管理者の協議により決定するものとする。

(事業報告書)

第 21 条 指定管理者は、毎年度終了後、本業務に関し、羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年羽曳野市条例第 30 号。以下「条例」という。)第 7 条に定める期日までに次に掲げる事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
 - (2) 本施設の利用状況に関する事項
 - (3) 料金収入の実績及び管理運営経費等の収支状況等に関する事項
 - (4) 料金収入の減免の実績に関する事項
 - (5) 自主事業の実施状況及び収支状況に関する事項
 - (6) 苦情・要望・意見及びその対応状況に関する事項
 - (7) その他羽曳野市が指示する事項
- 2 指定管理者は、羽曳野市が第 42 条から第 44 条までの規定に基づき年度途中において指定管理者に対する指定を取り消した場合は、指定が取り消された日から 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
- 3 羽曳野市は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(羽曳野市による業務実施状況の確認)

- 第 22 条 羽曳野市は、指定管理者が提出した事業報告書に基づき、指定管理者が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。
- 2 羽曳野市は、前項の確認のほか、指定管理者による業務実施状況等を確認するために、随時、管理物件への立入り若しくは本業務の実施状況又は本業務に係る管理経費等の収支状況等についての説明を求めることができる。
- 3 指定管理者は、羽曳野市から前項の規定に基づく求めを受けたときは、合理的な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

(モニタリングの実施)

第 23 条 羽曳野市及び指定管理者は、本業務が適正に実施されているかどうかを確認するため、モニタリングを実施するものとする。

(羽曳野市による業務の改善勧告)

- 第 24 条 前 2 条の規定に基づく確認の結果、指定管理者による業務実施が仕様書その他の羽曳野市が示した条件を満たしていない場合は、羽曳野市は指定管理者に業務の改善を勧告するものとする。
- 2 指定管理者は、前項の規定による勧告を受けたときは、直ちにそれに応じなければならない。

(指定管理料の支払い)

- 第 25 条 羽曳野市は、本業務実施の対価として、指定管理者に指定管理料を支払う。
- 2 羽曳野市が指定管理者に支払う指定管理料の詳細は、年度協定に定める。

(指定管理料の変更)

第26条 羽曳野市又は指定管理者は、協定期間中に賃金水準又は物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不適當となったと認めたときは、相手方に対する通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 羽曳野市又は指定管理者は、前項の規定による申出を受けたときは、協議に応じなければならない。

3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金の取扱い)

第27条 本施設に係る利用料金は指定管理者の収入とする。

(利用料金の決定)

第28条 利用料金は、指定管理者が、施設条例別表に掲げる金額の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に羽曳野市の承認を受けなければならない。

(損害賠償等)

第29条 指定管理者は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を羽曳野市に賠償しなければならない。ただし、その損害が羽曳野市の責めに帰すべき事由又は羽曳野市及び指定管理者の両者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(第三者等への賠償)

第30条 本業務の実施に当たり、第三者又は羽曳野市に損害が生じたときは、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が羽曳野市の責めに帰すべき事由又は羽曳野市及び指定管理者の両者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

2 羽曳野市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に賠償したときは、指定管理者に、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第31条 本業務の実施に当たり、羽曳野市が付保する保険は、次のとおりとする。

(1) 建物総合損害共済

(2) 市民総合賠償補償保険

2 本業務の実施に当たり、指定管理者は自らのリスクに対応して、保険を付保するものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第32条 不可抗力により問題が発生した場合であっても、指定管理者は、早急に対応措置をとり、発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第33条 不可抗力により指定管理者に損害、損失又は増加費用が発生したときは、指定管理者は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって羽曳野市に通知するものとする。

る。

- 2 羽曳野市は、前項の規定による通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行ったうえで羽曳野市及び指定管理者の協議を行い、損害状況の判定、費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力により指定管理者に損害、損失又は増加費用が発生したときは、当該費用については合理性の認められる範囲で羽曳野市が負担するものとする。この場合において、指定管理者が付保した保険によりてん補された金額相当分については、羽曳野市の負担に含めないものとする。
- 4 不可抗力により羽曳野市に損害、損失又は増加費用が発生したときは、当該費用については羽曳野市が負担するものとする。

（不可抗力による一部の業務実施の免除）

- 第 34 条 前条第 2 項の協議の結果、不可抗力により本業務の一部の実施ができなくなったと認められたときは、指定管理者は、その影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。
- 2 指定管理者が不可抗力により業務の一部を実施できなかったときは、羽曳野市は、指定管理者との協議のうえ、指定管理者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

（公租公課）

- 第 35 条 本協定に基づく業務に関連して生じる一切の公租公課は、特段の規定がある場合を除き、すべて指定管理者の負担とする。

（羽曳野市による本施設の利用）

- 第 36 条 指定管理者は、羽曳野市が選挙その他必要な業務での本施設の利用を申し出たときは協力しなければならない。

（市政への協力）

- 第 37 条 指定管理者は、本施設から発生する廃棄物の発生抑制に努めるとともに、羽曳野市の分別ルールに沿って適切に分別を行い、可能な限り資源化していくなどの取組みを推進するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、環境対策や羽曳野市の運営方針等、市政に関して協力するよう努めるものとする。

（所在地等の変更の届出）

- 第 38 条 指定管理者は、その名称、所在地、代表者、代表者印などの使用印、法人格等に変更があったときは、速やかにそれを証する文書を添付して書面により羽曳野市に届け出るものとする。

（業務の引継ぎ等）

- 第 39 条 指定管理者は、本協定の終了に際しては、羽曳野市又は羽曳野市が指定する者に本業務の引継ぎ等を行わなければならない。なお、引継ぎ等に供する必要経費にあつては指定管理者の負担とする。
- 2 羽曳野市は、必要と認める場合は、本業務の終了に先立ち、指定管理者に羽曳野市又は羽曳野市が指定する者による管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

- 3 指定管理者は、羽曳野市から前項の規定による申出を受けたときは、合理的な理由のある場合を除き、その申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第40条 指定管理者は、協定期間の終了日までに、管理物件を原状に回復し、羽曳野市に明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、羽曳野市が認めたときは、指定管理者は管理物件の原状回復は行わずに、別途羽曳野市が定める状態で羽曳野市に管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第41条 協定期間の終了に際し、市備品及びその他備品並びに文書の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 市備品及び文書については、指定管理者は、羽曳野市又は羽曳野市が指定する者に引き継がなければならない。
- (2) 第19条の規定により指定管理者が自己の費用により購入し、又は調達したその他備品については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去し、又は撤収するものとする。ただし、羽曳野市及び指定管理者の協議において両者が合意したときは、指定管理者は、羽曳野市又は羽曳野市が指定する者に引き継ぐことができるものとする。

(羽曳野市による指定の取消し等)

第42条 羽曳野市は、条例第10条の規定により、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 本業務に際し不正行為があったとき。
 - (2) 羽曳野市に虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
 - (3) 指定管理者が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
 - (4) 自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から本協定締結の解除の申出があったとき。
 - (5) 指定管理者の代表者又は役員が、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。
 - (6) その他、羽曳野市が必要と認めるとき。
- 2 前項に定めるもののほか、次に掲げる団体と関係があると認めるときは、指定を取り消すものとする。
- (1) 暴力団(暴対法第2条第2号及び暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制下にある法人その他団体
 - (3) その代表者等(法人にあってはその役員(非常勤を含む。))及び経営に事実上参加している者を、その他の団体(法人にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。))が暴力団の構成員等である法人その他の団体
- 3 羽曳野市は第1項及び前項の規定による指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を指定管理者に通知したうえで、次の事項について指定管理者と協議を行わな

ればならない。

- (1) 指定取消しの理由
- (2) 指定取消しの要否
- (3) 指定管理者による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
- (4) その他必要な事項

- 4 第1項及び第2項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じても、羽曳野市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者による指定の取消しの申出)

第43条 指定管理者は次のいずれかに該当するときは、羽曳野市に指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 羽曳野市が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (2) 羽曳野市の責めに帰すべき事由により、指定管理者が損害又は損失を被ったとき。
- (3) その他、指定管理者が必要と認めるとき。

- 2 羽曳野市は、前項の申出を受けたときは、指定管理者との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第44条 羽曳野市又は指定管理者は、不可抗力により、本業務の継続等が困難と判断したときは、相手方に指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 前項の協議を行った場合において、やむを得ないと判断したときは、羽曳野市は、指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項の取消しによって指定管理者に発生する損害、損失又は増加費用は、合理性が認められる範囲で羽曳野市が負担することを原則として羽曳野市及び指定管理者の協議により決定するものとする。

(協定期間終了時の取扱い)

第45条 第39条から第41条までの規定は、第42条から前条までの規定により本業務が終了した場合について準用する。ただし、羽曳野市及び指定管理者が合意した場合は、この限りでない。

(権利及び義務の譲渡の禁止)

第46条 指定管理者は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に羽曳野市の承認を受けた場合は、この限りでない。

(本業務の範囲外の業務)

第47条 指定管理者は、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任及び費用により、自主事業を実施することができるものとする。

- 2 指定管理者は、自主事業を実施するときは、羽曳野市に事業計画書を提出し、事前に羽曳野市の承認を受けなくてはならない。
- 3 羽曳野市及び指定管理者は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(本業務の実施に係る口座)

第 48 条 指定管理者は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、銀行その他の金融機関に本業務の固有の口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第 49 条 本協定に関する羽曳野市及び指定管理者の両者からの請求、通知、申出、報告、承認及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して羽曳野市及び指定管理者の両者で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年法律第 51 号)の定めるところによる。

(協定の変更)

第 50 条 本業務に関し、本業務の前提条件若しくは内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、羽曳野市及び指定管理者の協議のうえ、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第 51 条 指定管理者は、羽曳野市が本協定の規定に基づく書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、羽曳野市が指定管理者の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(裁判管轄)

第 52 条 本協定に関する紛争に係る地方裁判所は、羽曳野市の所在する地域を管轄する地方裁判所とする。

(疑義についての協議)

第 53 条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、羽曳野市及び指定管理者の協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、羽曳野市及び指定管理者それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保持する。

令和 9 年〇月〇日

羽曳野市

所在地 羽曳野市誉田 4 丁目 1 番 1 号

名 称 羽曳野市

代表者 市長 山入端 創 印

指定管理者

所在地 〇〇

名 称 〇〇

代表者 〇〇 〇〇 印

別紙 1 用語の定義

- (1) 「指定管理料」とは、羽曳野市が指定管理者に支払う本業務の実施に関する対価をいう。
- (2) 「仕様書」とは、本業務に係る仕様書をいう。
- (3) 「自主事業」とは、第 8 条に規定した本業務以外の業務で、指定管理者が自己の責任と費用において実施する業務をいう。
- (4) 「計画書」とは、指定管理者が提出した事業計画書及び収支予算書をいう。
- (5) 「年度協定」とは、本協定に基づき、羽曳野市及び指定管理者が協定期間中に毎年度締結する協定をいう。
- (6) 「不可抗力」とは、天災(地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等をいう。)、人災(戦争、テロ、暴動等をいう。)、法令変更、及びその他羽曳野市及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (7) 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び適正な手続きを経て公布された行政機関の規程をいう。

別紙 2 [個人情報保護に関する特記事項]

(個人の権利利益の尊重)

第 1 条 指定管理者は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(収集の制限)

第 2 条 指定管理者は、この協定による業務を処理するため個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとしなければならない。

2 前項に規定する場合において、指定管理者は、個人情報の本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 62 条各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第 3 条 指定管理者は、この協定による業務に関して知り得た個人情報を協定の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報処理の再委託の禁止)

第 4 条 指定管理者は、羽曳野市が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。

(第三者への委託等の準用)

第 5 条 この特記事項は、指定管理者が、羽曳野市の承諾に基づきこの協定による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(業務従事者への周知)

第 6 条 指定管理者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことをその他の個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(返還義務)

第 7 条 指定管理者は、この協定による業務を処理するため羽曳野市から引き渡された個人情報記録された資料等を、委託業務終了後、速やかに羽曳野市に返還しなければならない。ただし、羽曳野市が別に指示したときはそれに従うものとする。

(廃棄等)

第 8 条 指定管理者は、この協定による業務を処理するために収集し、又は作成した個人情報を使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、羽曳野市が別に指示したときはそれに従うものとする。

(作業場所の指定等)

第 9 条 指定管理者は、この協定による業務を処理するについては、羽曳野市の庁舎(公の施設等を含む。以下同じ。)内において羽曳野市の開庁時間内に行うものとする。この場合において、指定管理者は、その従事者に対して常にその身分を証明する書類を携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、羽曳野市の庁舎外で業務を処理することにつき、当該作業場所における適正管理の実施その他の安全確保の措置についてあらかじめ羽曳野市に届け出て、羽曳野市の承諾を得た場合は、当該作業場所において事務を処理することができる。

(事故報告義務)

第 10 条 指定管理者は、この協定による業務を処理するため羽曳野市から引き渡された、又は収集し、若しくは作成した個人情報の内容を、漏えい、き損又は滅失した場合は、羽曳野市に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(調査)

第 11 条 羽曳野市は、指定管理者がこの協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時に調査をすることができる。

(指示)

第 12 条 羽曳野市は、指定管理者がこの協定による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取り扱いが不相当と認められるときは、指定管理者に対して必要な指示を行うことができる。

(損害賠償)

第 13 条 指定管理者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、羽曳野市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により羽曳野市又は第三者に損害を与えたときも同様とする。